

## 令和5年玄海町議会定例会12月会議会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月5日（木曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年12月19日午前10時00分	議 長	上 田 利 治 君		
	閉 会	令和5年12月19日午前10時14分	議 長	上 田 利 治 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員  ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 の 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	2 番	松 本 栄 一 君		1 番	谷 丸 直 司 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企 画 商 工 課 長	鈴 木 博 之 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福 祉 ・ 介 護 課 長	中 山 ふ み 君	
	子ども・ほけん課長	山 口 善 正 君		農 林 水 産 課 長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	山 口 三 成 君		生 活 環 境 課 長	中 村 大 造 君	
職務のために議 場に参加した者 の氏名	議 会 事 務 局 長	熊 本 秀 樹		議 会 事 務 局 書 記	渡 辺 健 太	

## 令和5年玄海町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和5年12月19日 午前10時開議

- 日程1 議案第58号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例及び玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 玄海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 玄海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第64号 令和5年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和5年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和5年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和5年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和5年度玄海町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程2 議案第69号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程3 議案第70号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約について
- 日程4 議案第71号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

---

午前10時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会12月会議に、追加議案として別紙のとおり議案第69号から議案第71号までの条例の一部改正1件、契約の変更1件、その他1件、以上議案3件が町長から提出されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

- 日程1 議案第58号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例及び玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 玄海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 玄海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第64号 令和5年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和5年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和5年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和5年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和5年度玄海町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程1. 議案第58号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例及び玄海町手数料徴収条例

の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 令和5年度玄海町下水道事業会計補正予算（第1号）までの以上11件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月11日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、井上正旦君。

**○予算特別委員長（井上正旦君）**

御報告いたします。

12月11日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第58号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例及び玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 令和5年度玄海町下水道事業会計補正予算（第1号）までの以上11件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例及び玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第68号 令和5年度玄海町下水道事業会計補正予算（第1号）までの以上11件については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（上田利治君）**

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程2 議案第69号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について**

○議長（上田利治君）

日程 2. 議案第69号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。

それでは、議案第69号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、令和6年1月から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることから、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の内容といたしましては、出産の予定日または出産日が属する月の前月から出産の予定日または出産日翌々月の計4か月の国民健康保険税を減額するものです。対象となるのは、出産被保険者の所得割と均等割で、均等割に7割、5割、2割の軽減が適用されている場合は、その軽減適用後の額に免除該当月数分を減額する内容になっております。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のと

おり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程 3 議案第70号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約について**

○議長（上田利治君）

日程 3. 議案第70号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第70号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約につきまして、提案理由を御説明いたします。

令和5年6月20日に請負契約した仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、変更契約の目的としましては、令和5年度電源立地地域対策交付金基金事業仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事でございます。

2、変更契約金額は、1億5,432万7,800円でございます。当初契約金額と比べて362万7,800円の増額でございます。

3、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店取締役支店長、八島徳男氏でございます。

4、工期につきましては、当初契約時と変わらず、着工が令和5年6月20日から、成工は令和6年2月29日までとなっております。

5、支出科目は、一般会計6款農林水産業費、3項水産業費でございます。

6、変更理由としましては、鋼矢板に欠損及び開口部が確認されたことによる鋼材溶接補修などに伴う数量変更を行うものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただ

きますよう、よろしく願いいたします。

なお、質疑がある場合は、担当課長が御答弁申し上げます。よろしく願いします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第70号 仮屋地区海岸保全施設（4号護岸）維持補修工事変更請負契約については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程4 議案第71号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第71号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第71号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由を御説明いたします。

これは、外津漁港の臨港道路における事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、相手方は、神埼郡吉野ヶ里町内居住者でございます。

2、事故の概要といたしましては、令和5年10月7日土曜日午後4時頃、自家用車にて外

津漁港の臨港道路を走行していた際、対向車が前方の角を大回りしてきたことにより、対象者が衝突回避のため道路の左端に寄って避けようとしたところ、老朽化したコンクリート製の側溝蓋が踏み砕かれ、車両の底部が側溝に接触し、給油タンクを破損したものでございます。

3、この事故による損害賠償額は、21万3,460円でございます。

なお、事故につきましては、町が管理している外津漁港の臨港道路の側溝蓋に不備があったことにより発生させたものでございます。当然、相手方の過失はございませんので、車両の修繕料、ディーラーである佐賀トヨペット佐賀店までのレッカー費用及びタクシー代が損害賠償額となっております。

この損害賠償額につきましては、町で加入している全国町村会総合賠償補償保険から全額補填されるものでございます。

本議案を可決いただきましたら、相手方と和解及び損害賠償額を確定し、早急にこの賠償額で支払いを行いたいと考えているところでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、御審議の上、どうか御決定をよろしくお願いいたします。質疑がある場合は、担当課長が御答弁申し上げます。

**○議長（上田利治君）**

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第71号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（上田利治君）**



起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会12月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここでお諮りいたします。令和5年玄海町議会定例会に付議された案件の審議は全部終了しております。本定例会の会期は12月28日までとしておりましたが、玄海町議会会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上田利治君）**

御異議なしと認めます。よって、令和5年玄海町議会定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

最後になりますが、これから寒さがなお厳しくなっております。皆様におかれましてはお体を御自愛賜りますようお願い申し上げます。令和5年玄海町議会定例会を閉会したいと思います。本年も大変お疲れさまでした。

**午前10時14分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員